

関係団体・関係機関の長 様

長崎県医療政策課長
(公印省略)

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業「病床数適正化支援事業」に係る
事業計画（活用意向調査）の提出について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和7年2月18日付「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業（緊急支援パッケージ）のうち「病床数適正化支援事業」の活用希望調査について」において、活用希望調査を実施しているところですが、今般、厚生労働省から正式に事業計画（活用意向調査）の提出依頼がありました。

つきましては、本事業の活用を検討されている医療機関におかれましては、下記の必要書類を令和7年3月11日（火）までにメールにてご提出いただきますようお願いします。期日までに提出がない場合には、**給付対象外となりますのでご留意**ください。

また、支給要件等における追加・変更点もございますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

※前回の通知からの追加・変更点は赤字で記載しております。

記

(1) 支給対象

病院または有床診療所

(2) 支給要件

- ① 令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から**令和7年9月30日までに**一般病床、療養病床の削減を行うこと
※精神病床については、県障害福祉課から別途お知らせ予定
- ② **令和7年9月末時点**において、廃院をしていないこと（地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く）

※厚生労働省から当初示されていた交付要綱から、①・②ともに期間が半年延長されております。

※介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外となります。

※病院・有床診療所から無床診療所への変更は支給対象外となります。

(3) 支給額の算定方法

- ① 削減病床1床につき、4,104千円支給（※）
- ② 別に単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）の支給がある場合は差額のみ支給

※全国の医療機関からの申請状況により、支給額を調整される場合があります。

(4) 支給額の算定方法（除外要件）

- ① 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数
- ② 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④ 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤ 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略と区別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥ 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑦ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数

ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

(5) 留意事項

給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 給付金の支給を受けた日から、令和17年3月31日までの間に正当な理由なく

病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(6) 提出方法

以下の2つの様式に記入のうえ、下記アドレス宛にメールにて提出

- ・「病床数適正化支援事業 活用見込調査票」
- ・「病床数適正化支援事業 事業計画」 ←今回新たに追加（国指定の様式）

※メール件名：【団体又は機関名】病床数適正化支援事業活用希望調査

※調査票の様式は県のホームページからダウンロードできます。

ホーム>分類で探す>福祉・保健>医療>医療のサイトへ>医療政策課
>助成制度のご案内>「病床数適正化支援事業」活用希望調査

(7) 提出期限

令和7年3月11日（火）

※活用を予定していない場合は、ご提出は不要です。

(8) 今後のスケジュール

- ・3/11（火）まで：医療機関から県へ計画提出（現時点での予定）
 - ・3/18（火）まで：県から国へ事業計画提出
 - ・4/7の週頃：国から県へ内示→県から医療機関へ内示状況についてお知らせ
 - ・県予算成立後：国へ交付申請→交付決定→順次医療機関へ内示、支給の手続き
- ※県予算は令和7年度補正予算で対応予定

(9) その他

- ・病床削減の期間は半年延びましたが、国への事業計画の提出が必要であるため、事業を活用する見込みである医療機関は、県に対して3月上旬までに削減見込数をお知らせいただく必要があります。
 - ・全国の医療機関からの申請状況次第では内示額が調整される可能性があります。その際の各医療機関への配分方法については現時点では不明です。別添厚労省作成のQ&Aにおいて、原則として単価の引き下げはしないとされており、交付額0円の病床も発生すると推察されます。
 - ・地域医療介護総合確保基金を財源とした単独支援給付金と当事業は併給可とされています（4,104千円/床と単独支援給付金との差額を病床数適正化支援事業で支給）。病床数適正化支援事業は、上述のとおり要望額通り交付できない可能性があるため、単独支援給付金の条件に該当する場合は、併せて申請いただくことを推奨します。
- ※単独支援給付金の給付対象となる医療機関には個別にご相談いたします。

【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部医療政策課

医療企画班 田本

TEL : 095-895-2462

E-mail : s040308@pref.nagasaki.lg.jp